

第10回農業委員会総会 議事録

- 1 総会の月日 令和3年4月6日（火）午後1時から
- 2 現地調査 総会開会前 農業振興地域整備計画変更申請現地調査
- 3 総会の場所 南箕輪村民センター 大会議室
- 4 議 事
議案第1号 農業振興地域整備計画の変更申請について
議案第2号 農地審議 農地法第3条関係について
所有権移転
議案第3号 農地審議 農地法第5条関係について
農業委員会許可処理案件
議案第4号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
利用権設定各筆明細について
議案第5号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
農地保有合理化事業について
- 5 協議事項
①農地取得要件における下限面積について
②農地あっせんについて
③農地貸付け売渡し希望について
④農地借受け希望について
⑤農業委員会協議会総会について
⑥村農業振興地域整備促進協議会の委員の推薦について
⑦村有害鳥獣対策協議会委員の選出について
- 6 その他
①農地相談会の報告（資料あり）
②当面の日程について
③その他

7 出席農業委員 (11人)

唐澤喜廣	丸山芳雄	征矢昌博	伊藤篤
唐木義秋	松澤良行	有賀晴彦	伊藤良夫
北爪秀夫	後藤幸子	高木繁雄	

8 欠席委員

--	--	--	--

9 議事録署名委員

北爪秀夫	後藤幸子
------	------

10 出席農地利用最適化推進委員

酒井文代	菅家美果	渡邊健寛	唐澤茂
------	------	------	-----

11 出席事務局職員

事務局長	有賀仁志	事務局次長	東澤規江
事務局	清水栄子	農政係長	清水康博

	<p>開会前 産業課、新規職員は自己紹介をする。</p> <p>課長 有賀 仁志 農政係長 清水 康博 耕地林務係 堀 正弘 商工観光係長 有賀 寛 商工観光係 大島 謙真</p>
事務局長	<p>昨年から居る職員もおりますので、引き続き産業課職員一同よろしくお願い致します。</p>
	<p>開会</p>
唐澤会長代理	<p>先ほどの現地調査大変お疲れ様でした。本日の出席者でございますけれども農業委員、農地利用最適化推進委員とそれぞれ全員の出席を頂いております。会議規則第6条の規定によりまして、この総会は成立をしておりますので、ただ今から第10回農業委員会総会を開会致します。</p>
高木会長	<p>会長挨拶</p>
事務局長	<p>会議規則第4条の規定により、以降、高木会長に議長となっていただき進行願います。</p>
議 長	<p>議事録署名委員を指名します。 本総会の議事録署名は、北爪秀夫委員と後藤幸子委員を指名します。</p>
事 務 局	<p>1 報告事項 ①農地法第3条の3の規定による届出について報告。 12件39筆 番号3-1から番号3-12につきまして質問等、何かございますか。 (特になし) 特にない様ですが、よろしいでしょうか。 (はい) 今回は全てが相続であります。報告事項①につきましては受理と致します。</p>
議 長 委員一同	<p>②農地法第18条の規定による合意解約通知について報告。 11件21筆 番号3-1から番号3-11につきましてご質問等、何かございますか。 一点よろしいですか。番号3-11なのですけれども備考に借受人の変更とありますけれども、もう次の人には決まっていますか。</p>
唐澤喜廣委員	<p>はい、ここはもう決まっていますので来月の5月の総会の時にでてきます。</p>
事 務 局	

議長	はい、他にありますか。
委員一同	(特になし)
議長	特がない様ですが、よろしいでしょうか。
委員一同	(はい)
議長	報告事項②について、11件全て受理と致します。
事務局	③認定電気通信事業者による有線電気通信のための施設への転用の届出について報告。 1件
議長	今日の現地調査の時には見に行きましたが、議案第1号に載っている [REDACTED] の件に追加してのもう一点、報告事項③でございますが、番号1につきましてご質問等、何かございますか。
委員一同	(特になし)
議長	特ないようですが、よろしいでしょうか。
委員一同	(はい)
議長	報告事項③についても受理と致します。 報告事項は以上で終わります。
2 議事	
議長	議案第1号 農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。
事務局	朗読 上程
議長	地区担当委員の方から補足説明をお願いします。この案件につきましては農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限により北爪委員は、当該議案審議開始から終了まで退席を求めます。
	(北爪秀夫委員 退席)
議長	除外1につきまして、唐澤喜廣委員の説明を求めます。
唐澤喜廣委員	今、事務局から説明があった通りでございまして、こちらから補足する事は特にありませんけれども、資料5ページにある地図を見ていただきたいと思います。申請地と書いてある赤く塗ってある所で家と書いて囲ってある所が、申請者である [REDACTED] が住んでいる自宅で、そのすぐ隣の白色の所が前に農振除外をして、[REDACTED] が家を建てる所になります。今回はその南側の一番端っこの所になりますけども、[REDACTED] がご自宅を建てるという事です。[REDACTED] というのはちょっと特有な地区でございまして、点々と家が建っています。集落接続という観点からするとちょっと離れているのかなあという感じがしている訳なのですが、[REDACTED] の特有性を考慮する中で、除外はやむを得ないのかなあと思います。
議長	除外1につきましてご質問、ご意見等はありますでしょうか。賛成の意見、反対の意見とどちらでも結構です。
議長	この後に農振協議会の方へ上げていかなくてはいけません。それで理由も

	<p>付けていかなくてはなりませんが、いわゆる一般住宅という事で建てる方も決まっております。詳細は今、唐澤委員さんから説明があった通りです。集落に接続をしているという判断をしたという事であります。27号計画について一般住宅であれば対象になるという事ですので、特に反対とするものは見当たらないという事でございます。北爪委員さん</p> <p>■が転用事業の計画者という事でございます。その様な事で資料の8ページに書いてある申請理由も妥当であるという事で判断を致しまして、ここで採決を行いたいと思います。除外1につきまして可とされる農業委員さんは挙手をお願い致します。</p>
農業委員 議長	<p>(挙手 9名全員)</p> <p>全員の委員の皆様の賛同を頂きました。除外1につきましては許可相当という事になります。農業委員会では可として「除外はやむを得ない」と農振協議会にて意見を述べさせて頂きます。</p> <p>(北爪秀夫委員 入室)</p>
議長 唐澤喜廣委員	<p>除外2につきましても唐澤喜廣委員の説明を求めます。</p> <p>補足説明というか若干させて頂きます。除外の5要件というものがあって、5要件の中に土地改良事業の工事が完了した翌年から8年経過していなければ除外は認めないという大原則があり、それと除外1で話があった27号計画に合致すれば認めますという事で、27号計画というのを見て頂きましたと農業振興に資する建物という事で、農家住宅や農業関係の物だったら良いのですが、不整形地だと急斜面であるとかは、理由になりません。こういう法律がある以上どうにもなりません。除外目的の建売住宅は、農業振興に資するものではないという結論が出ておりますので、どんな理由を付けて頂いてもダメだという事です。以上であります。</p>
議長 農政係長	<p>細かく分かりやすく説明を聞いて頂きましたが、事務局の方から補足をして何かございますか。農政係長どうでしょうか。</p> <p>今、唐澤委員さんが言った通りでございます。この5要件に入らない場合には27号計画という事になりますが、その中には建売住宅は入っていないという事ですので除外は認められません。以上でございます。</p>
議長 唐澤義秋委員	<p>除外2につきましてご質問、ご意見等はありますでしょうか。</p> <p>すみません、ちょっと良いですか。今の説明でいきますともう除外は内容的にも無理だという事は良く理解ができましたけれども、事務局に申請を上げてきた時点でもうダメなら、こういう申請では無理ですよという事で、その場でお返しをしてしまえばいい様な気がするのですが、そういう訳にはいかないのですか。あくまでも申請者の権利があって農業委員会でどうしても、受付をしないといけないのでしょうか。</p>
議長 事務局	<p>それでは事務局の方から説明をお願いします。</p> <p>申請が出てきた段階で事務局の判断で除外の可否の判断はできないので、</p>

	法律に沿って良い悪いを委員さん達に判断をして頂いたうえで、返事をしなければいけません。事務局の判断ではなく、この様な法律に沿ってダメだという理由を付けてお返しをしたいという事で、ご理解をして頂けたらと思います。
議長	申請が上がってきた以上は受けなくてはならないという事で、事務局の段階でまあダメでしょうと言う事は出来るかもしれません、除外の可否の判断はあくまでも農業委員会の総会で法律に従って判断すると、こういう事でございますのでそれでよろしいですか。
唐木義秋委員	はい、分かりました。
議長	はい、他にはどうですか。以前も建売住宅という申請があり県の方へ申請を上げていった事がありますが、やっぱり県の段階でダメですと言われました。その時にも随分言われまして、建売住宅は農業振興に資する施設ではありませんという事でした。他にはありませんか。
有賀晴彦委員	はい、この農地を現在借りている耕作者が作業の効率について、えらく否定的な事を言っていますが、これは事実なのですか。使い勝手が良くないとかありますか。
唐澤喜廣委員	水路が南側で北側からは取れませんので、道路を渡って水を入れており、排水というか水が流れづらくなっています。田んぼが2枚あってまだ1枚は良いのですけれども、2枚目の水は、なかなか抜けないので通路に出していくという様な事らしいです。水田として耕作をしていくのはちょっとどうなのかなあという気持ちは私自身でもあります。
有賀晴彦委員	こここの除外がダメだった時にこの田んぼを引き受けってくれないという事はないですよね。
唐澤喜廣委員	そうですね。今も作っていますので大丈夫だと思います。
議長	他には何かございませんか。
委員一同	(特になし)
議長	特がない様ですので、除外2につきまして可とされるか否とするのか採決を行いたいと思います。除外2につきまして可とされる農業委員さんは挙手を願い致します。
農業委員	(挙手 0名)
議長	否とされる農業委員さんは挙手をお願い致します。
農業委員	(挙手 10名全員)
議長	全員の委員の皆様です。除外2につきまして許可は適当でないという事で、農振協議会の方へ報告をさせて頂きます。
議長	除外3につきまして、征矢昌博委員の説明を求めます。
征矢昌博委員	ここは先ほど現地調査で見て頂いた農業用の倉庫が建っていた所で、そこ の奥の所に住宅を建てたいという事です。理由などその他は事務局より説明をして頂いた通りでして、ここに家を建てる人の■の家はこの申請地

	の土地から 150m位南に行った所にあります。実家の近くで農業のお手伝いもできるという事でお願いをしたいという事の様です。
議 長	ちょっと面積が気になるのでお聞きしたいですが、この [] m ² と [] m ² を合わせて [] m ² という事で、農業用倉庫が [] m ² という事ですよね。
征矢昌博委員	はい、そうです。住宅を建築する部分を農振除外して、農業用倉庫は農業用倉庫としてまだ使うという事で、農地扱いで農振にしておくと聞いています。
議 長	そういう事ですか。倉庫はそのまで、住宅を建てるこの部分だけ農振除外という事ですね。今、説明があったとおりでございますけれども、除外3につきましてご質問、ご意見等はありますでしょうか。
委員一同	(特になし)
議 長	何かありませんか。ここは第3種農地であります。そして一般住宅を建てるという事であります。除外3につきまして可とされる農業委員さんは挙手をお願い致します。
農業委員	(挙手 10名全員)
議 長	全員の委員の皆様の賛同を頂きました。除外3につきまして農業委員会では可として「除外はやむを得ない」と農振協議会にて意見を述べさせて頂きます。
議 長	除外4につきまして、有賀晴彦委員の説明を求めます。
有賀晴彦委員	先ほど見て頂いたとおり周りがほとんど住宅地になっていますし、土地所有者もほとんど [] 状態ですので、やむを得ないかと思います。
唐木義秋委員	先ほどの除外2の [] の所で、そこが建売住宅だからダメだとなりましたよね。その所が建売住宅ではなくて買う人建てる人が決まっていれば、こと同様に許可になるのでしょうか。第1種農地と第3種農地で違いはありますか。
議 長	事務局の方からお願ひします。
事務局	第1種、第3種は関係なく法に合うかどうかです。この案件は農地区分が第3種農地で、除外2の方は第1種農地であったのですが、建売住宅は農業の振興に資するか資しないかが判断の基準になってきますので、農地区分というよりは何が目的かという所になります。
唐木義秋委員	農地区分の第1種、第3種というのは判断の基準にはならないという事ですね。そうすると後は農業に資するかどうか、先ほど事務局からも説明を頂きましたが27号計画に照らし合わせた時にという判断になるのですね。
唐澤喜廣委員	27号計画では一般住宅とは言わないで農家住宅、もっと広く言いますと農業に資する施設というのが大前提なのですね。今までにしてきた判断というのは一般住宅もイコール農家住宅と、そういう判断をしてきてています。
事務局	27号計画で一般住宅を建てて人口が増える事が農業に繋がって農業の振

	興に資するという事で、27号計画の該当にしています。ただ先ほどの除外2につきましては、ここに誰が住むかがちょっと分からぬといふところがありますので、別にここの農地にしなくてもいいと、位置的に絶対にここではなくても違う所でもいいという様な事が出てきてしまします。除外4の場合はここで住みたいという目的があり、それで人口が増えるという27号計画に関する事にも当てはまっています。
唐木義秋委員	要するに一般住宅は大丈夫で建売住宅はダメ、そしてその判断の時に第1種農地と第3種農地というのは許可要件の一つには、ならないという事ですね。
唐澤喜廣委員 議長 事務局	そうですね。 県の農政局から来ている通知について、事務局から説明してください。
議長	県から過去に建売住宅は、農業の振興に資する施設ではないという事のご指摘を受けた資料があります。そういう事で過去の凡例が出ています。
委員一同 議長	県の農政局の通知の中に、現在県内で対象としている建売住宅は、農業振興に必要という施設とはいえないところから今後は注意をしてほしいとあります。これが平成27年に出されており、その後は改正をされていないという事ですので、これに従ってやっていくしかないと思います。除外4ですが、その他にどうですか。ご質問等はありませんか。
農業委員 議長	(特になし) 特にない様ですので、可否の採決を行いたいと思います。除外4につきまして可とされる農業委員さんは挙手をよろしくお願い致します。
農政係長 議長	(挙手 10名全員) 全員の委員の皆様の賛同を頂きました。否とされる農業委員さんは、おられませんね。除外4につきましても農業委員会では可として「除外はやむを得ない」と農振協議会にて意見を述べさせて頂きたいと思います。
伊藤良夫委員 議長	(除外5、除外6、除外7の携帯基地局について説明) 除外5、除外6、除外7につきまして、今、農政係長の方から説明がありました が、地元委員である伊藤良夫委員、後藤幸子委員補足説明がありましたらお願 いします。
後藤幸子委員	特にありません。
事務局	後藤幸子委員は何かありますか。
後藤幸子委員 議長	除外7の申請地は他の所と比べると少し狭いのですがこの広さで基地局に なるのですか。
	はい、ここは電柱が1本建つ様な感じの物なので、これくらいの面積だ という事です。
	はい、分かりました。
	現場は畠ですけれども、ここへ電柱が1本建つという事であります。他に 除外5の位置図ですが資料47ページになりますが、この所で良いのです

事務局	か。 すみません、訂正をお願いします。資料 47 ページの赤く囲ってある所の斜め左下の [REDACTED] が正しい申請地になっております。赤く囲ってある [REDACTED] ではないので訂正をお願い致します。
議長	所在は [REDACTED] ではなくて [REDACTED] ですか。除外 5 と除外 6 のこの 2 件は、担当委員である伊藤良夫委員どうですか。
伊藤良夫委員	そうです。ここは [REDACTED] です。
議長	従いまして、上伊那郡南箕輪村 [REDACTED] 番地が正規という事になりますので訂正をお願いしたいと思います。以上になりますが他に除外 5、除外 6、除外 7 につきまして、ご質問、ご意見等はありますでしょうか。
委員一同	(特になし)
議長	この案件につきましては、可否を取る必要がないという事になっているのですね。
事務局	はい。
議長	では報告だけという事になりますので、除外 5、除外 6、除外 7 につきましては受理という事で、よろしくお願い致します。
	以上で議案第 1 号は終わります。
	それでは 10 分ほど、休憩時間とします。
	(休憩時間)
	(3 時 50 分再開)
議長	それでは時間になりましたので、総会を再開したいと思います。
議長	議案第 2 号 農地審議 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてを議題とします。
事務局	朗読 上程
	番号 3-1 は議案書と意見書にありますとおり、農地法第 3 条の許可要件の全てを満たしております。
議長	担当委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
丸山芳雄委員	番号 3-1 につきまして、丸山芳雄委員の説明を求めます。 地図は会議資料の 10 ページになります。場所は [REDACTED] の中を通って、[REDACTED] を上がっていって [REDACTED] を少し越えた辺りになります。譲渡人の [REDACTED] は、[REDACTED] に住まわれていて [REDACTED] という事で自分では耕作が出来ず、現在は別の人々に耕作をしてもらっております。その耕作をしている方も [REDACTED] という事で引き続き耕作は出来ないという事で、売り渡し希望が出ていた農地です。それから譲受人の [REDACTED] は、規模を拡大したいという事で 11 月の農業委員会総会の時にも審議に上がったのですが、その時

	に水田を3枚購入しています。[REDACTED]という事で、あまり若くはないのですが、[REDACTED]をしており、[REDACTED]が[REDACTED]の実家で少しですが花作りをしていまして、将来はお家で農業をしたいという事で、その基盤作りであるというお話でした。特に問題はないかと思います。
議長	番号3-1につきまして何かご質問、ご意見等はありましたら、お願ひします。
委員一同	(特になし)
議長	特になし様でございますので、番号3-1につきまして可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	「異議なし」と認めます。
	番号3-1につきましては「許可相当」とします。
	以上で議案第2号は終わります。
議長	議案第3号 農地審議 農地法第5条関係（農業委員会許可処理案件）についてを議題とします。
事務局	朗読 上程
	番号1から番号4は議案書と意見書にありますとおり、農地法第5条の許可案件の全てを満たしております。
議長	地区担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
酒井文代委員	番号1につきまして、酒井文代委員の説明を求めます。 地図は会議資料の11ページになります。譲渡人の[REDACTED] [REDACTED]のお家という事です。特に問題はないと思います。
議長	番号1につきまして何かご質問、ご意見等はございますでしょうか。
委員一同	(特になし)
議長	特になし様でございますので、番号1につきまして可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	「異議なし」と認めます。
	番号1につきましては「許可相当」とします。
議長	番号2につきまして、唐澤茂委員の説明を求めます。
唐澤茂委員	この土地の所在は13ページに記載されています。[REDACTED]にありまして、[REDACTED]の住宅地の中にある場所でございます。譲受人の[REDACTED]は、譲渡人である[REDACTED]で、現在は家族[REDACTED]に居住しております。両親の住む家の隣に住宅を建設して、農業を手伝いながらいざれは親の世話をしたいという事で農地転用をしたいと聞きました。転用をする事によって周囲への悪影響に対しましては擁壁を設けたり、汚

	水につきましては村の公共下水道へ繋ぎ、雨水については浸透枠を設けて地下浸透という様な事でありますので、特に問題はないかと考えております。
議長 渡邊健寛委員	番号2につきまして何かご質問、ご意見等はありますでしょうか。 はい、あの会議資料の14ページに消極的2種とありますが、この申請地は、西部保育園のすぐ近くにありますし、第3種農地にはならないのかなあと思いましたが、その辺りはどの様に考えているのでしょうか。 事務局より説明をお願い致します。
議長 事務局	はい、第3種農地の要件の中には、上下水道が整備されていて、500mの範囲内に公共施設等が2つ以上ある事というのがあります。ここは西部保育園とたけのこ園がありますが、この2つは一体と考えているので1つの施設となります。このほかに該当する公共施設がないので消極的2種農地という判断をしました。
議長 渡邊健寛委員	よろしいでしょうか。
議長 委員一同	はい。 他にはどうでしょうか。この消極的2種農地というのは、たまに出てきます。他には何かございませんか。
議長 委員一同	(特になし) 特にない様でございますので、番号2につきまして可としてよろしいでしょうか。
議長 伊藤良夫委員	(異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号2につきましては「許可相当」とします。
議長 伊藤良夫委員	番号3につきまして、こちらは第1種農地になりますが伊藤良夫委員の説明を求めます。 地図は15ページをご覧ください。[REDACTED]のすぐ裏にありますて、すぐ[REDACTED]にあたります。この申請地の隣に小さな家が1軒あるのですが、そこが譲渡人の[REDACTED]のお宅で、譲受人の[REDACTED]は、[REDACTED]だそうです。ここへ無償で譲り受け住宅を作りたいという事であります。ここは第1種農地なのですが一番外れの方なので、特に問題はないかと思います。
議長 委員一同	ここは第1種農地という事で今、説明がありましたけれども、ここから西の方へずっと農地が広がっているという事で、第1種農地であるという事務局の判断になっております。地域の農業振興施設に接続をされる予定であります。それから集落接続をしているという判断でございます。番号3につきまして何かご質問、ご意見等はありますでしょうか。
議長 委員一同	(特になし) 特にない様でございますので、番号3につきましては第1種農地でござい

	ますので、採決を取りたいと思います。番号3につきまして可とされる方は举手をお願いします。
農業委員 議長	(举手 10名全員) はい、全委員の賛成を頂きました。よって番号3につきましては「許可相当」とします。
議長 渡邊健寛委員	番号4につきまして、渡邊健寛委員の説明を求めます。 地図は17ページになります。■の少し西の土地になります。先ほど事務局からの説明にもありました、元々農地転用がされていて宅地化がされている緑色で囲ってある部分にこの赤く囲ってある農地の部分を追加したいという事です。色々と分筆を繰り返しているうちにこの細長い土地が残ってしまった様で、■m ² ですので幅が1mもない様な土地になります。特に問題はないと思います。
議長	この案件につきましては第2種農地という事であります。位置的にも特に問題はないかと思います。番号4につきまして何かご質問、ご意見はありますでしょうか。
委員一同	(特になし)
議長	特にない様でございますので、番号4につきまして可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	「異議なし」と認めます。
	番号4につきましては「許可相当」とします。
	以上で議案第3号は終わります。
議長	議案第4号 農業経営基盤強化促進法 利用権設定各筆明細についてを議題にします。
事務局	朗読 上程 28件43筆 以上の計画申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。
議長	番号3-1から番号3-28につきまして何かご質問等ござりますか。
唐澤喜廣委員	番号3-28は、物納の場合でも使用貸借という事で分類に入れているのですか。
事務局	はい、使用貸借の方に入れております。
唐澤喜廣委員	はい、分かりました。
議長	こういうのは、まだ何件かありますよね。
事務局	水利費の方は賃貸借の方にしていて、物納の方は使用貸借という事です。
議長	はい、他に何かご質問等は、ありますか。
委員一同	(特になし)

議長	はい特にない様でございますので、番号3-1から番号3-28につきまして可としてよろしいですか。
委員一同	(異議なし)
議長	「異議なし」と認めます。
	番号3-1から番号3-28につきまして「決定」する事とします。
	以上で議案第4号は終わります。
議長	議案第5号 農業経営基盤強化促進法 農地保有合理化事業についてを議題にします。
事務局	朗読 上程
	1件6筆
	以上の計画申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3号の各要件を満たしています。
議長	番号3-29につきまして担当委員の酒井文代委員、何か補足説明はありますでしょうか。
酒井文代委員	補足説明は、特にございません。この辺りは [REDACTED] が集約をしているので非常に良いなあと思って見て参りました。以上です。特に問題はありません。
議長	この後、長野県農業開発公社から [REDACTED] へという話になっていますし、こここの土地は既に、以前から [REDACTED] がずっと借りて耕作をしていたという事でありますて、特に問題はないのかなあという事でございます。あつせん会は、3月25日に既に済んでいるという事でございます。番号3-29につきまして何かご意見、ご質問等はありますでしょうか。
委員一同	(特になし)
議長	特にない様でございますので、番号3-29につきまして可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	「異議なし」と認めます。
	番号3-29につきましては「決定」する事とします。
	以上で議案第5号は終わります。
	議案審議は全て終了します。
3 協議事項	
事務局	①農地取得要件における下限面積について ・農委告示第3号、南箕輪村の農地取得要件における下限面積について説明をする。(会議資料P19)
議長	・補足説明をする。 ・協議の結果、前回と同じで今年度もしていく事と決定をした。 (南箕輪村全域 30アール 空き家バンクに付隨した農地 1アール)

	<p>②農地あっせんについて 6件 11筆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん選定調書について説明をする。(会議資料 P20～P37) ・補足説明をする。 ・協議の結果、問題は全てなさそうなので、あっせん会へと進めていく事とする。
事務局 議長	<p>③農地貸付け、売渡し希望について 12件 26筆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地貸付け、売渡し希望について説明をする。(会議資料 P38～P69) ・補足説明をする。 ・売渡し希望の方は、なかなか難しいですが、情報を把握して頂き全委員協力をして探す事とする。 ・筆数が沢山ありますので、今までのものを含めて一覧表にまとめるなり委員さん達が活用できる様に、また見やすい様な表を相談しながら検討をしていきたいと思いますのでお願い致します。委員さん達も何か要望がありましたら教えて頂きたいのでお願い致します。 ・委員さん達が見るのはそれで良いですが、各農家の方達が見れる様にするには、どんな方法でやれば良いのか、それとも事務局の方へ聞きに来るしか出来ないのか、どの様な感じなのでしょうか。 ・認定農業者には、こういう資料は出すという事にした方が良いのではないかでしょうか。 ・今日出た意見を踏まえて農地貸し付け、売り渡し等の一覧表を作成して頂きたいと思います。 ・良い意見だと思いますので、また委員さん達とどんな方にどんな情報をどういった形で出すかという事を話して、整理をしていくのが良いのかと思いますので、また良いアイデアがありましたら、よろしくお願い致します。
有賀晴彦委員 議長	<p>④農地借受け希望について 4件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地買受け、借受け希望申出書について説明をする。 ・補足説明をする。 ・今回は個人だけではなく法人の方へ買受、借受というのもありますので、色々と調べたりしながら、慎重に全委員協力をして進めていく事とする。
事務局	<p>⑤農業委員会協議会総会について ・農業委員会協議会総会の予定について説明をする。</p>

議長	<ul style="list-style-type: none"> ・補足説明をする。 ・役員会は、4月26日（月）1時30分から、協議会総会は、5月7日（金）総会終了後、4時頃から行う事と決定をした。
事務局	<p>⑥村農業振興地域整備促進協議会の委員の推薦について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南箕輪村農業振興地域整備促進協議会設置要綱について説明をする。 (会議資料 P74)
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・補足説明をする。 ・協議の結果、農業委員会長とそれぞれの部会長の3名に決定をした。 (高木繁雄委員、伊藤篤委員、有賀晴彦委員)
事務局	<p>⑦村有害鳥獣対策協議会委員の選出について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南箕輪村有害鳥獣対策協議会委員の選出依頼について説明をする。 (会議資料 P75)
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・補足説明をする。 ・協議の結果、昨年度と同じく伊藤良夫委員にお願いをする事と決定した。
	4 その他
事務局	<p>①農地相談会の報告について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3月6日（土）に行われた農地相談会について報告をする。 (会議資料 P76)
伊藤篤委員	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興部会長より補足説明をする。
事務局	<p>②当面の日程について説明をする。</p>
事務局	<p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会活動記録セットを配布する。 ・南箕輪村勢要覧を配布する。 ・6団体マレットゴルフ大会について今年度やるかやらないかは、まだ白紙の状況である事をお伝えする。
議長	<p>以上で議長の職を解かさせていただきます。</p>
唐澤会長代理	<p>閉会</p> <p>以上を持ちまして、第10回南箕輪村農業委員会総会を閉会いたします。 (午後5時18分終了)</p>

以上、第10回農業委員会議事録に相違ない事を証明します。

令和3年4月26日

議長 高木繁雄 

議事録署名委員 北爪秀夫 

議事録署名委員 後藤幸子 